



## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の八幡浜市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条、第14条の2及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

### 提案理由

第8次地方分権一括法により災害援護資金に係る貸付け利率を市が決定できるようになり、並びに災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正により保証人の要件緩和及び償還方法の拡充が図られたため。